

平成 30 年 3 月 15 日

City of Sapporo

報道機関各社 様

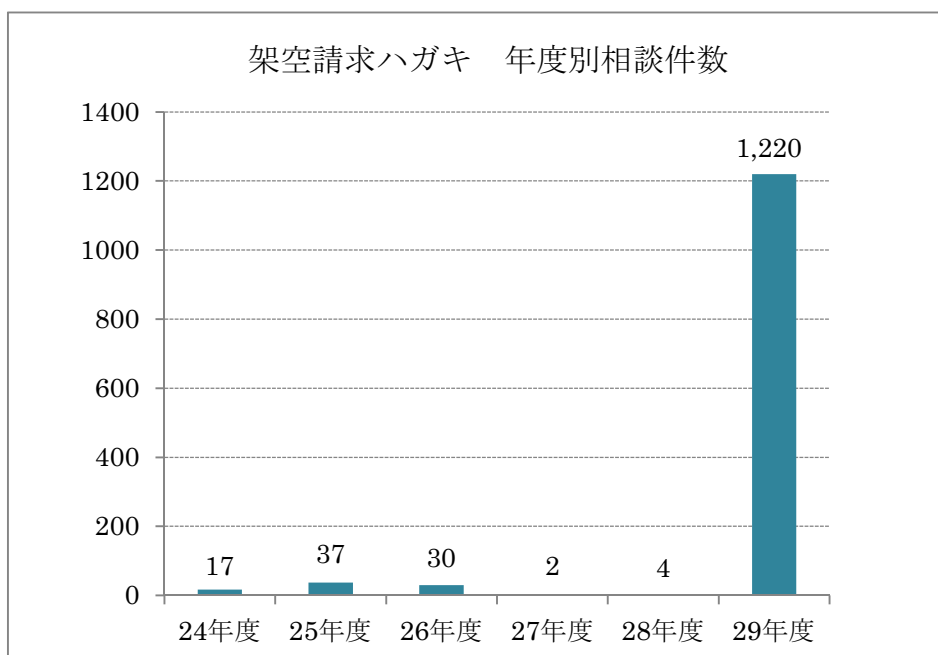
担当：札幌市消費生活課調査指導係

TEL 728-2111

急増する架空請求ハガキに関する注意喚起について

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という架空請求ハガキが札幌市内に大量に送付されており、年明け以降の報道では、道内の他市と同様に札幌市内においても消費者被害が相次いで発生し、数百万円の被害が出ている模様です。このような架空請求ハガキが依然として大量に送られてきている現状に対し、取り急ぎ被害の拡大防止に努めることが重要であることから、札幌市民に対する架空請求ハガキに関する注意喚起を改めて実施いたしますので、報道機関各社におかれましては、市民への情報提供に何卒ご協力をお願いいたします。

札幌市消費者センターには、架空請求ハガキの相談が、**1,220件**（平成**30年3月9日現在**）寄せられています。今年度の当該ハガキの相談件数は、過去5年間の中で桁違いに突出しており、とりわけ、9月以降の月別件数は、7か月連続して**100件以上**が寄せられている、これまでにない異常な事態と思われます。



平成29年度 月別相談件数（平成30年3月9日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	24	24	33	57	46	141	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	149	192	133	114	195	112	1,220

差出人は、平成30年3月14日に北海道が不当請求事業者として認定した「民間訴訟告知センター」のほか、「民間訴訟告知管理センター」（別紙）、「民間訴訟管理センター」など、公的な機関を装った名前を使って、当該ハガキを不特定多数の方の一斉に送っているようです。

また、当該ハガキの内容は、本人が利用されていたとする契約会社もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟の訴状が提出されたとして、訴訟を開始させていただくとし、連絡無き場合は原告側の主張が全面的に受理され、給与等の差し押さえを強制的に執行するなど**本人の不安をあおり、訴訟取り下げの相談について本人からの連絡を求める内容**となっています。

さらに、最近では、あたかも個人情報が見えない配慮をした公的な通知を装って、当該ハガキの裏面全体にシールが貼付されていることもあります。

当該ハガキに書かれている電話番号に連絡をすると、訴訟取り下げ費用などの名目で、例えば、電子マネーのプリペイドカードをコンビニ等で購入させられ、その番号を伝えるよう指示されて金銭をだまし取られることがあり、実際に詐欺被害も本市で発生していますので、もしこのようなハガキが届いても慌てずに、身に覚えのない請求であれば、決して連絡などの対応はせずに、**無視しましょう！**

ただし、どうしてもよいかご自身では判断に迷う場合や、やはり無視して問題ないのかとご不安に思われる場合は、札幌市民及び札幌に通勤・通学している方は、札幌市消費者センター消費生活相談室（電話番号 011-728-2121）に、お電話でご相談ください。

※札幌市外にお住まいの方は、最寄りの消費者センターをご案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」をご利用ください。（札幌市内にお住いの方も利用できます。）

【相談事例1】

昨日、消費料金に関して訴訟最終告知のお知らせというハガキが届き、契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されたので通知しますと記載があった。心当たりが無かったが、管理番号の記載と行政の関係機関のような名前なので心配になって業者に電話を架けた。名前と管理番号を言うと、調べてみますと言われた。何の料金かを知りたいと言うと、プライバシーの保護で言えないため、内容証明を送ると言われた。本当に書面が届くのだろうか。

【相談事例2】

今日、「総合消費料金の未納分の訴訟最終通知書」という、情報保護シールが貼ってあるハガキが届いた。裁判取り下げ期日は明後日までになっている。未納分の契約など無いはずで全く身に覚えがない。どうしたらよいか。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号 (わ) [REDACTED] 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年2月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 (わ) [REDACTED] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月06日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関 [REDACTED]

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-[REDACTED]

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)